

香川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県条例第23号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(法人の事業税の税率)</p> <p>第42条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。<u>第4項において同じ。</u>）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の0.72</u>を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.3</u>を乗じて得た金額</p> <p>ウ 略</p> <table border="1"><tr><td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td><td><u>100分の3.1</u></td></tr><tr><td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td><td><u>100分の4.6</u></td></tr><tr><td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td><td><u>100分の6</u></td></tr></table> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の0.72</u>を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.3</u>を乗じて得た金額</p> <p>ウ 各事業年度の所得に<u>100分の6</u>を乗じて得た金額</p>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.1</u>	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の4.6</u>	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の6</u>	<p>(法人の事業税の税率)</p> <p>第42条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の0.48</u>を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.2</u>を乗じて得た金額</p> <p>ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1"><tr><td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td><td><u>100分の3.8</u></td></tr><tr><td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td><td><u>100分の5.5</u></td></tr><tr><td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td><td><u>100分の7.2</u></td></tr></table> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の0.48</u>を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.2</u>を乗じて得た金額</p> <p>ウ 各事業年度の所得に<u>100分の7.2</u>を乗じて得た金額</p>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.8</u>	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の5.5</u>	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の7.2</u>
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.1</u>												
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の4.6</u>												
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の6</u>												
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.8</u>												
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の5.5</u>												
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の7.2</u>												

(2)・(3) 略

(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の22 略

(宅地建物取引業者の改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の減額の申請)

第52条の23 法附則第11条の4第4項の規定により不動産取得税の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に施行令附則第9条の3第1項に規定する改修工事（以下この条から第52条の25までにおいて「改修工事」という。）を行った後、当該改修工事を行った施行令附則第9条の3第2項に規定する住宅性能向上改修住宅（以下この条から第52条の25までにおいて「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡したこと及び当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 改修工事対象住宅を取得した者の住所及び氏名又は名称
- (2) 改修工事対象住宅の所在、家屋番号、構造及び床面積
- (3) 改修工事対象住宅を取得した年月日及びその取得の原因
- (4) 改修工事の完了年月日
- (5) 住宅性能向上改修住宅を譲渡した年月日
- (6) 住宅性能向上改修住宅を取得した者の住所及び氏名
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

(宅地建物取引業者の改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第52条の24 法附則第11条の4第5項に規定する同条第4項の規定の適用があるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に改修工事を行った後、当該改修工事を行った住宅性能向上改修住宅を個人に対し譲渡すること及び当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供することを証明するに足る書類を添付して、第47条第1項の規定により当該住宅の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしな

(2)・(3) 略

(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の22 略

なければならない。

- (1) 納税者の住所及び氏名又は名称
- (2) 改修工事対象住宅の所在、家屋番号、構造及び床面積
- (3) 改修工事対象住宅を取得した年月日及びその取得の原因
- (4) 改修工事の完了予定年月日
- (5) 住宅性能向上改修住宅の譲渡予定年月日
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

2 第51条の規定は、法附則第11条の4第5項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(宅地建物取引業者の改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)

第52条の25 法附則第11条の4第5項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅に改修工事を行った後、当該改修工事を行った当該住宅性能向上改修住宅を個人に対し譲渡したこと及び当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称
- (2) 改修工事対象住宅の所在、家屋番号、構造及び床面積
- (3) 改修工事対象住宅を取得した年月日及びその取得の原因
- (4) 改修工事の完了年月日
- (5) 住宅性能向上改修住宅を譲渡した年月日
- (6) 住宅性能向上改修住宅を取得した者の住所及び氏名
- (7) 還付を受けるべき金額
- (8) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

2 第48条の2第2項の規定は、法附則第11条の4第5項の規定による還付をする場合について準用する。

(不動産取得税の減免)

第53条 略

附 則

(不動産取得税の減免)

第53条 略

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

29 平成27年4月1日以後に開始する各事業年度（法第72条の13に規定する事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人の事業税についての第42条の規定の適用については、第42条第1項第1号ウの表中「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」と、「100分の4.6」とあるのは「100分の2.3」と、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第3項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第4項第1号ウ中「100分の6」とあるのは「100分の3.1」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」とする。

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

30 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第45条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(法人の事業税の税率の特例)

29 平成26年10月1日以後に開始する各事業年度（法第72条の13に規定する事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人の事業税についての第42条の規定の適用については、第42条第1項第1号ウの表中「100分の3.8」とあるのは「100分の2.2」と、「100分の5.5」とあるのは「100分の3.2」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の4.3」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第3項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第4項第1号ウ中「100分の7.2」とあるのは「100分の4.3」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」とする。

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

30 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第45条の規定にかかわらず、100分の3とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(法人の事業税に関する経過措置)

2 改正後の第42条第1項及び第4項並びに附則第29項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、施行日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度の法第72条の12第1号イに規定する付加価値額（当該事業年度が1年に満たない場合にあっては、当該事業年度の付加価値額に12を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。以下同じ。）で除して計算した金額。以下「調整後付加価値額」という。）が30億円以下であるものについては、改正後の附則第29項の規定により読み替えられた改正後の第42条第1項第1号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について法第72条の25の規定によって納付すべき事業税額、法第72条の28の規定によって納付すべき事業税額又は法第72条の29の規定によって納付すべき事業税額（以下「事業税額」という。）から控除するものとする。

- (1) 当該事業年度の法第72条の12第1号イに規定する付加価値額（他の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、法第72条の48の規定により関係都道府県に分割された後の付加価値額とし、当該付加価値額に1,000円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。附則第5項において「課税標準付加価値額」という。）に、平成27年3月31日現在における改正前の第42条第1項第1号アに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）
  - (2) 当該事業年度の法第72条の12第1号ロに規定する資本金等の額（他の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、法第72条の48の規定により関係都道府県に分割された後の資本金等の額とし、当該金額に1,000円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた額とする。附則第5項において「課税標準資本金等の額」という。）に、平成27年3月31日現在における改正前の第42条第1項第1号イに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）
  - (3) 当該事業年度の法第72条の12第1号ハに規定する所得を改正後の第42条第1項第1号ウの表の左欄に掲げる金額の区分によって区分した金額（他の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、法第72条の48の規定により区分し、関係都道府県に分割された後の金額とし、当該金額に1,000円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成27年3月31日現在における当該区分に應ずる改正前の附則第29項の規定により読み替えられた改正前の第42条第1項第1号ウの表の右欄に掲げる率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）
- 4 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を20億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。
  - 5 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、改正後の附則第29項の規定により読み替えられた改正後の第42条第4項第1号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。
    - (1) 当該事業年度の課税標準付加価値額に、平成27年3月31日現在における改正前の第42条第4項第1号アに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）
    - (2) 当該事業年度の課税標準資本金等の額に、平成27年3月31日現在における改正前の第42条第4項第1号イに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）
    - (3) 当該事業年度の法第72条の12第1号ハに規定する所得を法第72条の48の規定により関係都道府県に分割した後の金額（当該金額に1,000円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成27年3月31日現在における改正前の附則第29項の規定により読み替えられた改正前の第42条第4項第1号ウに規定する率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）
  - 6 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を20億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度

に係る事業税額から控除するものとする。